

さいたま市告示第965号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項により、次のとおり告示する。

令和8年6月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市浦和区東岸町160番4、160番5、160番7、160番8、160番9
- (2) 指定の年月日 令和8年6月8日
- (3) 指定の番号 第南26-006号
- (4) 道路の幅員 4.30m
- (5) 道路の延長 18.74m